

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年3月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2200329 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2200098 号

第 1 結論

請求者の A 社における令和 2 年 * 月 * 日の標準賞与額を 23 万 5,000 円に訂正することが必要である。

令和 2 年 * 月 * 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成 6 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 2 年 * 月 * 日

A 社から育児休業期間に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、この期間の標準賞与額の記録がないので記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与支給明細書及び A 社から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間において、同社から賞与の支給を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る賞与について、事業主は、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和 4 年 11 月 18 日 (受付) に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出したため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められているところ、オンライン記録により、事業主が、同法の規定に基づく請求者の育児休業期間 (令和 2 年 * 月 * 日から令和 4 年 * 月 * 日まで) に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていることから、当該期間に支給された賞与については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録されるべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる賞与額から、保険給付の計算の基礎となる記録として、23 万 5,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200612号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2200021号

第1 結論

平成9年*月から平成11年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年*月から平成11年3月まで

請求期間当時、住民票を移さず学生寮に入っていたが、私が20歳となった平成9年*月頃に、父がA村役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずなのに、請求期間の記録が未納となっているので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された年金手帳の写し及びオンライン記録によると、請求者に対し、平成9年*月*日に基礎年金番号が付番され、請求者が20歳となった同年*月*日を国民年金被保険者資格取得年月日として、同年*月*日に資格取得処理がされていることが確認できる。

しかしながら、改製原戸籍附票によると、請求者は平成9年*月*日にA村からB村(現在は、C町)に転居したことが確認でき、請求者に係るB村の国民年金被保険者名簿及びC町から提出された請求者に係る国民年金被保険者台帳において、請求期間の国民年金保険料は未納であり、オンライン記録と一致している。

また、請求者は、請求期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の父親は、請求期間後に居住しているD村において、請求された保険料を1回納付した以外に覚えていない旨陳述しており、当時の具体的な納付状況等は不明である。

さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者に対して、基礎年金番号が重複して付番された状況はうかがえず、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、当該期間に係る年金記録の管理について、過誤が生じる可能性は低いと考えられる。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書等) はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。